

いじめ重大事態に関する再調査報告書の公表基準

習志野市

令和7年6月11日

1 本公表基準について

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」（以下「文部科学省ガイドライン」という。）では、「学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。」と示されている。

この公表基準は、文部科学省ガイドラインの記載を踏まえ、市長部局におけるいじめ重大事態に関する再調査報告書の公表にあたって必要な事項を定めるものとする。

2 公表についての基本姿勢

（1）文部科学省ガイドラインの記載

調査報告書の公表について、文部科学省ガイドラインでは、以下のように示されている。

第9章 調査結果の説明・公表

●調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童※¹ 生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

●調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。

●他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。

（2）公表に当たっての留意事項

再調査報告書の公表によって次のような点が懸念される。

- ①同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定され、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること。
- ②インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害が起こること。
- ③その後の重大事態に関する調査及び再調査において、調査対象者が公表を恐れ、調査に消極的になること。

(3) 関係者への意向確認等

①対象児童生徒及びその保護者への確認

対象児童生徒及び保護者に対して、公表の方針について説明を行い、保護者の意向だけでなく、対象児童生徒の意向を確認する。なお、どちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする。

②関係児童生徒※²及びその保護者への確認

公表に際し、関係児童生徒及びその保護者の同意は要しない。ただし、公表する内容については、個人が特定されないよう特段の配慮をする。

以上の(1)から(3)を踏まえ、対象児童生徒及びその保護者の公表に対する意向や、公表の意義・目的と公表することによる弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表する。

3 公表の方法、期間等

(1) 公表方法

習志野市ホームページへの掲載により公表とする。

(2) 公表資料

公表にあたっては、個人情報保護法や習志野市情報公開条例に照らし、児童や保護者の個人情報やプライバシー保護の観点から公開に適さないと判断した部分は非公開とする。

また、公表する内容を精査して作成した公表版について、いじめ問題再調査委員会に報告し、公表版として適正かどうか意見聴取する。併せて対象児童生徒及び保護者にも公表版の内容確認を行う。

(3) 公表期間

公表期間は6カ月とする。ただし、対象児童生徒及び保護者から要望があった場合若しくは公表された情報が濫用され、インターネット上での興味本位な書き込みや誹謗中傷などにより対象児童生徒及び関係児童生徒の権利が侵害されるような行為が認められた場合等は公表を中止することとする。

また、当初非公表とした場合においては、原則として公表の再検討は行わない。

※1 対象児童生徒とは「いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある児童生徒」のことをいう。(文部科学省ガイドラインに準拠)

※2 関係児童生徒とは「いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒」のことをいう。(文部科学省ガイドラインに準拠)